



## 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症が拡大しており、いつ・誰が感染してもおかしくない状況です。引き続き、「石けんでの手洗い」「マスクの着用」「換気」「3密（密集・密接・密閉）の回避」など、感染予防にご協力をお願いします。

なお、出席停止の範囲について草津町教育委員会から2月17日（木）に改訂版の通知が出されました。通知は各家庭にも配付されましたが、以下の内容について、再度ご確認をお願いします。

### ◇児童生徒及び園児に対する出席停止の取扱い

が前回からの変更部分です

児童生徒・園児本人の状況	① 体調不良(37度以上の発熱、咳や鼻水、のどの痛み、だるさ頭痛等の症状あり)の場合	治癒するまで
	② 医療、保健所に【陽性】と判断された場合	保健所の指示に従う 検体採取日または発症日から 原則10日間 出席停止
	③ 保健所によって濃厚接触者に指定され、PCR検査等を受け結果が【陰性】の場合	保健所の指示に従う 最終接触日※から 原則7日間 出席停止
	④ 保健所が濃厚接触者とは指定していないが、保健所や町(対策本部)等から接触者に指定された場合	最終接触日から 原則7日間 出席停止
	⑤ 上記の例にない場合、協議により判断する	本人の体調の問題がなければ 登校・登園可能
同居家族の状況	① 体調不良(37度以上の発熱、咳や鼻水、のどの痛み、だるさ頭痛等の症状あり)の場合	治癒するまで
	② 医療、保健所に【陽性】と判断された場合	保健所の指示に従う 検体採取日から 原則7日間 出席停止
	③ 保健所によって濃厚接触者に指定され、PCR検査等を受け結果が【陰性】の場合	保健所の指示に従う 最終接触日から 原則7日間 出席停止
	④ 保健所が濃厚接触者とは指定していないが、所属の事業所や学校等から接触者に指定され、PCR検査等を受けた結果が【陰性】だった場合	最終接触日から 原則5日間 出席停止
	⑤ 上記の例にない場合、協議により判断する	本人の体調の問題がなければ 登校・登園可能

※最終接触日とは家庭内で隔離をしたり、家族全員が家の中でもマスクをし始めたりした日

○感染が心配で保護者が出席を控えさせたい場合も、出席停止扱いとなります。

○本人及び家族等がPCR検査等を受け、結果が判明するまでは、出席停止となります。

# 感染拡大防止のために、再度確認してください

**ご家庭で検温・健康観察を必ず行ってください**

**本人または家族の体調不良時は、登校をひかえてください**

体温が37.0℃以上の場合は、自宅で休養してください。

発熱、熱はなくても「かぜ症状」(のどの痛み、咳や鼻水、頭痛など)、また、いつもと様子が違う場合、同居のご家族に発熱やかぜ症状がある場合は、自宅で休養してください。

## 保護者の方へ お願い

- お子さんの体調が悪い場合はもちろん、ご家族に体調が悪い人がいる場合も登校せずに、自宅で様子を見てください。
- ご家族がPCR等の検査を受けることになったり、濃厚接触者とされたりした場合は、以下まで速やかに連絡をお願いいたします。

草津中学校 TEL: 88-2227

町教育委員会 (土日・祝日) TEL: 88-0005

## 家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合の家庭での注意点

